

議第八十八号

岐阜県福祉友愛プール条例の一部を改正する条例について

岐阜県福祉友愛プール条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十年六月十九日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県福祉友愛プール条例の一部を改正する条例

岐阜県福祉友愛プール条例（平成二十七年岐阜県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「プール」を「この条例の趣旨に照らし、プール」に改める。
 第七条第一項中「使用者」の下に「（障害者その他の規則で定める者を除く。）」を加える。
 別表を次のように改める。

別表（第六条、第十一条関係）

会議室	温水プール			区 分	金 額
	コース利用（一コースにつき）	全部利用	一般利用		
	一時間につき五〇〇円	一時間につき三、〇〇〇円	一人一回につき四〇〇円		
	一時間につき七五〇円				

備考 一般利用とは、温水プールの全部又は一部を貸し切ることなく個人で利用することをいう。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

提 案 説 明

障害者等について、岐阜県福祉友愛プールの利用を無料にするため、この条例を定めようとする。